

愛知医療学院大学科学研究費補助金内部監査実施要領

(目的)

第1条 この要領は、文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が定める「科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等」の規定に基づき、愛知医療学院大学における科学研究費補助金（以下「科研費」という。）の会計監査（以下「監査」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(監査員)

第2条 学長は、監査を実施するため、事務局から1名、リハビリテーション学科から2名を監査員として命ずるものとする。

2 学長は、前項の監査員のほか、監査員補助者として科研費の担当者を命ずることができる。

(監査の種類)

第3条 監査の種類は、科研費の受入及び執行に関する書類を調査する通常監査及び物品の納品状況や科研費の執行状況等を研究代表者の研究室で調査する特別監査とする。

(監査の方法)

第4条 第3条に定める監査は、年1回以上実施するものとする。

(監査の実施数)

第5条 通常監査は、当該監査実施の前年度に科研費の交付を受けている研究課題数の10%以上となる2件を実施する。

2 特別監査は、前項で実施する研究課題数の10%以上となる1件を実施する。

(監査の対象年度)

第6条 監査は、当該監査実施の前年度を対象とする。

(監査対象課題の抽出方法)

第7条 通常監査は、当該監査実施の前年度に科研費の交付を受けている研究課題のうち直接経費交付額の上位2件を抽出する。

ただし、当該監査実施前年の4月1日以降に監査及び他の法令等に基づく監査等の対象となった研究課題を除く。

2 特別監査は、前項の規程に基づき抽出された研究課題のうち、直接経費交付額の高いものを抽出する。

(監査の調査事項)

第8条 通常監査は、次の各号に掲げる事項について実施する。

- (1) 申請資格の確認に関する事
- (2) 研究機関と研究者との定めに関する事
- (3) 資金管理及び会計事務に関する事
- (4) 設備等に関する事
- (5) 保管書類に関する事
- (6) その他

2 特別監査は、次の各号に掲げる事項について実施する

- (1) 勤務状況に関する事
- (2) 設備等の管理に関する事
- (3) 保管書類に関する事
- (4) その他

(監査の報告)

第9条 監査員は監査終了後、速やかに学長に報告するとともに、報告を受けた学長は、文部科学省、又は日本学術振興会へ報告期限までに定められた様式により報告書を提出するものとする。

(監事との連携)

第10条 内部監査の職員は、監査結果等について、監事等に報告し、意見を求めるなどして、有効かつ多角的な監査を実施する。

(是正改善の措置)

第11条 学長は、監査の結果、是正の改善の措置をとる必要があると認めるときは、その措置をとり、又は研究者に対しその措置をとることを求めるものとする。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。